

情報発信に関する連携協定書

東海村（以下「甲」という。）と株式会社 JWAY（以下「乙」という。）は、本村における情報発信に連携・協力して取り組むため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の人的・知的資源の活用を図り、官民共創によるまちづくりの実現に向け、平常時及び災害時における積極的な情報発信を展開することにより、村民に正確で魅力ある情報を迅速に提供すること目的とするとともに、行政サービスの向上と地域課題の解決に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携し協力して取り組む。

なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議の上定める。

- (1) 村政及びまちづくり情報の日常的な情報発信に関すること
- (2) シティプロモーションの推進及びシビックプライドの醸成に関すること
- (3) 地域・村民活動の活性化に関すること
- (4) 子どもたちへの多様な学びの提供に関すること
- (5) 村民の視聴環境整備に関すること
- (6) 災害発生時又はその恐れがある場合の情報発信に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要となること

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、更新することができる。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づき提供された情報（以下「秘密情報」という。）を極秘に保ち、第三者に開示してはならず、第1条の目的にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、以下の各号に該当する秘密情報はこの限りではない。

- (1) 既に公知となっているもの
 - (2) 法令による情報の開示を求められたもの
- 2 甲と乙は、本協定に基づく事業内容について極秘に保つものとし、相手方の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。
- 3 甲と乙は、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前2項

による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、協議の上、これを決定する。

以上のとおり、本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和5年2月28日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村

東海村長

山田 修

乙 茨城県日立市幸町一丁目19番1号

株式会社 JWAY

代表取締役社長

中言 裕之